

平川市地域防災計画修正の概要 —平成26年3月—

1 地域防災計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震、風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々の自覚に根差した自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための市民運動の展開を図るものとする。

2 修正の趣旨

東日本大震災を踏まえ、国の防災基本計画の修正（平成23年12月、平成24年9月）、災害対策基本法の一部改正（平成24年6月）、青森県地域防災計画の修正（平成25年1月）を反映させるほか、当市における教訓を踏まえ、現行計画の見直しを行うもの。

3 主な修正内容

■計画の改称

国の防災基本計画において「津波災害対策編」が新設されたことに伴い、青森県地域防災計画「地震編」が「地震・津波災害対策編」に、「風水害等編」が「風水害等災害対策編」に変更されたため市地域防災計画においても同様に変更した。

■第1章 総則

(1) あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震被害想定調査の実施

東日本大震災を踏まえ、青森県は、平成7～9年度に実施した被害想定調査を見直し、新たな科学的知見等を踏まえた最大クラスの地震・津波被害想定調査（平成24～25年度）を行っており、本調査結果（平成26年度公表予定）を地震対策の基礎資料とすることを明記した。

【地震 第9節「地震による被害想定」】

■第2章 防災組織

(1) 市地域防災計画の策定への多様な主体の参画

市地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう、市防災会議委員として「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を加えた。

【地震 第1節「市防災会議」】

【風水害 第1節「市防災会議」】

(2) 業務継続性の確保

災害時の応急対策等の実施及び優先すべき通常業務を継続するため、定期的な教育・訓練・点検等を実施することを追加した。

【地震 第3節「動員計画」】

【風水害 第3節「動員計画」】

(3) 複合災害への対応

複合災害の発生可能性を認識し、先発災害に多くの要員を動員し、後発災害に望ましい配分ができない可能性も留意した図上訓練を実施することを追加。

【地震 第3節「動員計画」】

【風水害 第3節「動員計画」】

■第3章 災害予防計画

(1) 防災公共の推進

「孤立集落をつくらない」という視点に立ち、ソフト対策とともに必要なインフラ整備を行うハード対策が一体となった取組である「防災公共」を推進することを追加。

地域ごとに最適な避難経路、避難場所を確保するため、県と市が一体となって大規模災害時の想定危険箇所を把握し、総合的な課題の洗い出しを行い、必要な対策やその優先度を検討したうえで、市防災公共推進計画を策定することを追加。

また、避難場所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送できない場合は、その周囲にヘリコプターが離着陸できる場所の確保に努めることを追加。

【地震 前文関係、第1節「調査研究」、第8節「避難対策」】

【風水害 前文関係、第1節「調査研究」、第9節「避難対策」】

(2) 県防災情報ネットワークの整備に伴う所要の修正

災害時における一般通信の輻輳に影響されない県独自の通信網として、県、市町村及び防災関係機関を接続した防災情報ネットワークを整備したことに伴う所要の修正。

【地震 第2節「防災業務施設・設備等の整備」、第3節「防災情報ネットワーク」】

【風水害 第2節「防災業務施設・設備等の整備」、第3節「防災情報ネットワーク」】

(3) 自主防災組織の育成・強化

関係機関と自主防災組織等との連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図ることを追加した。

【地震 第4節「自主防災組織等の確立」】

【風水害 第5節「自主防災組織等の確立」】

(4) 津波に関する防災知識の普及

我が国の沿岸は、どこでも津波が来襲する可能性があり、津波による人的被害を軽減する方策は、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に行うことを追加。

【地震 第5節「防災教育及び防災思想の普及」】

(5) 災害教訓の伝承・防災教育の強化

過去に起こった大災害の教訓等を確実に後生に伝えていくため、資料を広く収集・整理し、その保存・公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援することを追加。

【地震 第5節「防災教育及び防災思想の普及」】

【風水害 第6節「防災教育及び防災思想の普及」】

(6) 災害時要援護者対策

平常時からの災害時要援護者に関する情報の把握や関係者との共有、避難誘導體制の整備について追加。また、地域に居住する災害時要援護者の把握に努め、避難の支援、安否の確認など、災害時要援護者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿の作成方法等を明記した。

【地震 第14節「災害時要援護者等安全確保対策」】

【風水害 第10節「災害時要援護者等安全確保対策」】

■第4章 災害応急対策計画

(1) 大規模広域災害への対策

災害発生当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを追加。

【地震 第4章 前文関係】

【風水害 第4章 前文関係】

(2) 気象業務法の改正等

平成25年8月30日運用開始の「特別警報」に関する事項を追加した。

気象予報、警報等の種類、概要、発表基準、伝達体制等を整理した。

【風水害 第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」】

(3) 地震情報の種類及び発表基準・内容の整理

各種の地震情報ごとに発表基準が異なることから、情報の内容と基準を合わせた。

【地震 第1節「地震情報等の収集及び伝達」】

(4) 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映

避難所等における生活環境改善等の配慮について追加。

【地震 第5節「避難」】

【風水害 第5節「避難」】

(5) 救援物資等を確実に供給する仕組みの構築

救援物資を円滑に受け入れ、配送できるよう、必要に応じて民間物流事業者等に対し協力を要請することを追加。

【地震 第17節「輸送対策」】

【風水害 第17節「輸送対策」】

(6) 石油燃料供給対策の新設

災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、市民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料が供給できるよう講ずべき応急措置を追加。

【地震 第28節「石油燃料供給対策」】

【風水害 第27節「石油燃料供給対策」】

(7) 地方公共団体間の相互応援、受援体制の確立

①災害時に他市町村等から円滑に応援を受けることができるよう、連絡調整体制、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えることを追加。

【地震 第30節「相互応援協定等に基づく広域応援」】

【風水害 第28節「相互応援協定等に基づく広域応援」】

②災害時に自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、県及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておくことを追加。

【地震 第31節「自衛隊災害派遣要請」】

【風水害 第29節「自衛隊災害派遣要請」】

4 市独自の修正・見直し

■第1章 総則

(1) 地震被害

青森県の周辺で発生する地震のタイプ、又、当市に分布が確認されている活断層が1776年の津軽地方の大地震（M7）の可能性であることを記載した。

【地震 第8節「災害の記録」】

(2) 水害

平成24年8月6日 碓ヶ関集中豪雨（記録的短時間大雨）について記載した。

平成25年9月16日 台風18号豪雨災害について記載した。

【風水害 第7節「災害の記録」】

(3) 雪害

平成23年度、平成24年度の2年連続の豪雪について追記した。

【風水害 第7節「災害の記録」】

(4) 融雪災害

平成24年3月31日 碓ヶ関地域における大雨による融雪災害について追記した。

【風水害 第7節「災害の記録」】

■第2章 防災組織

(1) 災害対策本部の設置場所及び代替施設を明記した。

【地震 第2節「市災害対策本部」】

【風水害 第2節「市災害対策本部」】

■第3章 災害予防計画

(1) 迅速な職員の動員が図られるよう各部局において「初動体制マニュアル」を確立することを明記した。

【地震 第3節「動員計画」】

【風水害 第3節「動員計画」】

(2) 河川等への大量流出油等の拡散防止及び処理に必要な資機材を整備することを追記した。

【地震 第2節「防災業務施設・設備等の整備」】

【風水害 第2節「防災業務施設・設備等の整備」】

(3) 自主防災組織一覧表を更新した。

平成25年度 41組織（51町会） カバー率82.5% 〔県41.2%・未発表〕

【地震 第4節「自主防災組織等の確立」】

【風水害 第5節「自主防災組織等の確立」】

(4) 避難所の充実を図るため、NTT特設公衆電話の設置や拠点避難所となる小中学校及び孤立対策を要する東部地区・久吉地区への資機材の整備・更新について明記した。

又、指定避難所での生活に支障がある災害時要援護者の受け入れのための「福祉避難所」の充実について明記した。

【地震 第8節「避難対策」】

【風水害 第9節「避難対策」】

(5) 浸水想定区域における、洪水予報等の伝達手段として「防行政災無線、緊急速報メール」などを追記し、伝達系統を図示した。また、風水害等災害対策編との整合を図った。

【地震 第10節「水害予防対策」】

【風水害 第16節「水害予防対策」】

■第4章 災害応急対策

(1) 「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」「緊急速報メール」「ツイッター」「市ホームページ」を追加した。

【風水害 第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」】

(2) 住民に対する避難勧告等の伝達手段として「緊急速報メール」の活用を追記した。

学校等の指定避難所施設の近くに居住する職員を応援職員として、あらかじめ指定することを明記した。又、町会、自主防災組織の判断により避難することも想定されるため、あらかじめ連絡体制を整備することを追記した。

【地震 第5節「避難」】

【風水害 第5節「避難」】

(3) 炊き出し協力団体とボランティア団体を追加した。

【地震 第9節「食料供給」、第18節「労務供給」】

【風水害 第9節「食料供給」、第18節「労務供給」】

(4) 新たに締結した応援協定を追加した。

【地震 第30節「相互応援協定等に基づく広域応援」】

【風水害 第28節「相互応援協定等に基づく広域応援」】

■第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

(1) 雪害予防・応急対策

雪下ろし安全用具（命綱、ヘルメット、安全帯等）の貸出の規定、安全用具使用の普及を図ることを明記した。

又、豪雪時における異常事態が発生した場合の通報先として「エフエム青森」「アップルウェーブ」「ジャイゴウェーブ」を追加した。

【風水害 第1節「雪害対策」】

(2) 八甲田山火山防災協議会

八甲田山火山防災協議会の設置（平成25年9月6日）に伴い、当協議会の目的、役割を追記した。

【風水害 第2節「火山災害対策」】

5 その他

(1) 青森県地域防災計画との整合

市地域防災計画が、青森県地域防災計画に抵触するものであってはならないとの法令の趣旨に則り、表現内容を県の記述に合わせたことによる大幅な見直し。

(2) 組織改編・各種データの修正及び資料編の整理

国、県、市、防災関係機関等の組織名称、人口や各種データなどについての時点修正。資料編について所要の修正・整理を行った。

(3) 各種マニュアルの作成、デジタル防災行政無線施設の反映

- ①より実効的な計画とするため、計画に基づく各種マニュアルの作成を予定
- ②デジタル防災行政無線施設の整備内容（平成25～平成26年度）を反映予定